

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
 - 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
 - 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
 - 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を廃止した件

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十六号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴	<input type="checkbox"/> 障害
	<input type="checkbox"/> 性格	<input type="checkbox"/> その他（
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	<input type="checkbox"/> その他（	）

□身体状況・能力

）

□家庭の状況

家庭の状況

報（

）

家庭生活

親族関係

その他（

）

婚姻歴

思想・信条・宗教等

思想・信条

宗教

社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由）

要配慮個人情報

人種

病歴

心身の機能障害

医師等による指導・診療・調剤

刑事事件に関する手続

少年の保護事件に関する手続

（収集する理由）

信条

犯罪の経歴

健康診断等の結果

社

犯

会的身分
罪被害の事実

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。（文書法務課）

福島県規則第五十七号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

公 告

公告第百六十二号

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成した件(平成七年公告第二百五十九号)により公表した事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針を廃止したので、公表する。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(文書法務課)